


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

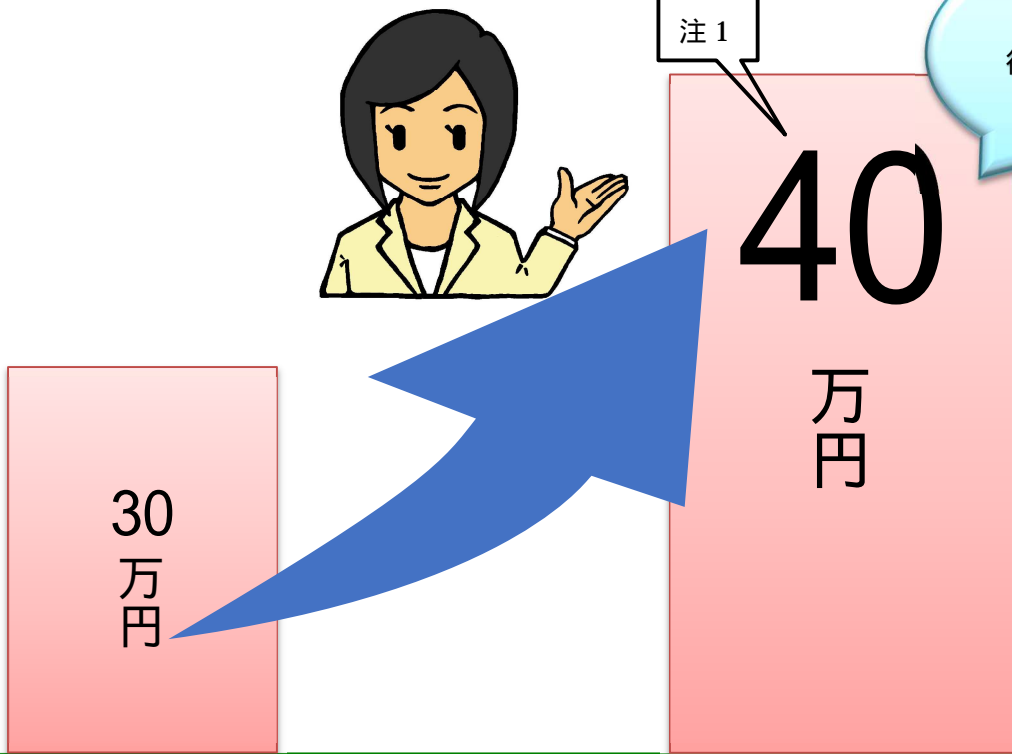
<税務> 令和8年4月施行

少額減価  
償却資産 **40万円** 未満へ上限額拡大!

注2

対象法人  
従業員 **400人**  
以下

注1



内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 高橋・磯部 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

## 開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和8年6月19日(金) 時間: 15:30~17:00 会場: パートナーズP L A Z A

内容『社会保険の改正と労働基準法の今後について対応は万全ですか?』

講師: パートナーズプロジェクト社会保険労務士法人 高野 裕久先生

社会保険の改正内容と労働基準法の今後について確認し、社内制度の見直しや労務管理の場面で適切な対応ができるように準備しましょう!

# 令和 8 年税制改正 少額減価償却資産の特例「40 万円未満」へ引上げ

## 1. 制度概要 (注1)

現行の制度では、取得価額が「30 万円未満」の資産が即時償却(全額損金算入)の対象でしたが、「40 万円未満」に引き上げられます。

- **改正の背景:** 平成 15 年の制度創設以来初めての金額変更となります。近年の物価高騰や IT 機器の価格上昇に合わせ、実態に即した形へと拡充されました。
- **適用期限:** 令和 11 年(2029 年)3 月 31 日までさらに 3 年間延長される見込みです。
- **即時償却のメリット:** 通常は数年かけて減価償却する資産を、取得した年度に一括で経費にできるため節税効果とキャッシュフローの改善が期待できます。

## 2. 対象法人の従業員数の変化:適用範囲の「厳格化」(注2)

金額の上限が緩和される一方で、対象となる法人の規模要件(従業員数)は厳しくなります。

- **現行:** 使用する従業員数が 500 人以下
- **改正後:** 常時使用する従業員数が 400 人以下

この変更により、従業員数が 401 人~500 人の規模の企業は、これまで利用できていた特例が**適用対象外**となるため注意が必要です。

## 3. 注意点

- **年間の合計限度額は「300 万円」のまま据え置き:**1 個あたりの上限は 40 万円に増えますが、1 事業年度に合計できる金額は年間 300 万円までで変わりません。  
1 件あたりの単価が上がると、すぐに上限の 300 万円に達してしまうため注意が必要です。
- **適用時期の判定:** 改正後の「40 万円未満」という基準は、原則として令和 8 年 4 月 1 日以降に取得(事業供用)した資産から適用されます。
- **償却資産税の申告:** 法人税で全額経費にした場合でも地方税である「償却資産税」の対象となります。固定資産台帳での管理と、毎年償却資産申告を忘れないようにしましょう。